

進学のため転出される児童の 乳幼児・児童医療費助成制度について

進学のため転出される児童で、下記の要件を満たす方については
平成30年4月1日以降、乳幼児・児童医療費助成制度の対象となります。

1. 児童（高校3年生まで）が進学のために転出し、町内に住所を有する保護者が扶養している場合。
2. 児童が住所を有する市町村において、同医療費助成制度の対象に
なれない場合。

【必要な書類】

- ・資格登録内容変更届
- ・児童の就学を証明する書類（在学証明書、学生証の写しなど）

※就学とは 適用となる教育機関

- ①学校教育法第1条に規定する学校 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校
・大学(短期大学及び大学院を含む)及び高等専門学校
- ②学校教育法第124条に規定する専修学校
- ③学校教育法第134条に規定する各種学校
- ④上記の学校等と修学年限、履修時間等においても同程度の教育を行う教育機関であって、学校教育法以外の法令に特別の規定があるものに修学する場合

※ すでに転出されている児童（現在高校3年生まで）について

転出された時点で制度の受給資格が切れております、該当となる場合は再度平成30年
4月1日からの登録申請が必要です。

【必要な書類】

- ・受給資格登録申請書
- ・児童の就学を証明する書類（在学証明書、学生証の写しなど）
- ・児童の保険証写し
- ・保護者名義の通帳写し ※下のお子さんがある世帯は同じ口座になります（写し不要）
※平成30年4月1日受診日以降の医療費が対象となります。

問い合わせ先 〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
志賀町役場 住民課子育て支援担当

☎0767-32-9122

